

個別注記表

セキスイデザインワークス株式会社

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金及び商事仕掛品・・・個別法による原価法によっております。
 - ② 商品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総平均に基づく原価法によっております。
- なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価格を切り下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 3～18年

工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

使用期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人分含む）の支給に充てるため、期末直前支給額を基礎とした見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

リフォーム工事保証期間中の無料補修に備えるため、過去2年の補償実績額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

また、資材販売については、前1年の返品発生費用に基づき計上しております。従業員退職金の支給に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金試算の見込額に基づき、計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) インテリア商品等販売に係る収益

インテリア商品等の販売は、主にセキスイハイムグループ、マンションデベロッパー等に販売し、納品時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(2) エクステリア商品等販売に係る収益

エクステリア商品等の販売は、主にエクステリア建材商社、セキスイハイムグループ等に販売し、出荷時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(3) 工事契約に係る収益

工事契約は、主にマンションデベロッパー等にリフォーム等の請負契約の建設工事を行い、工事完成引渡し時点において、完全に履行義務を充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(4) サービス等の販売に係る収益

サービス等の販売は、主にセキスイハイムグループ、マンションデベロッパー等に図面作成、納品管理等のサービスを提供し、サービス提供完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の期間費用としております。

(2) グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用している。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っている。また、実務対応報告第42号の適応に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしている。